

農業共同経営の会計主体

阿 部 亮 耳

1 は し が き

本稿の目的は、農業共同経営における財務会計の公準として、農業共同経営の会計主体をどのように規定するかにある。ゆえにまず共同経営体一般について考察し、ついで昭和35～36年以降が国において急速に増加した農業共同経営を対象としてその把握を行ない、しかる後に農業共同経営の財務会計における会計主体の規定を行なうこととする。

2 共同経営体の把握

一般に共同経営という限りにおいては、複数の経営意思が存在しなければならない。今二人以上による最高経営意思の決定を共同決定と呼び、ただ一人によって最高経営意思が決定される場合を“単独決定”と呼ぶことにする。経営は最高経営意思の決定により生産要素の結合を行なうものであるが、経営は単に物的、技術的な生産組織を意味するものではなく、一定の制度的な組織を意味する。すなわち経営組織は生産要素の結合に制度的な要素が加わったものである。

ゆえに共同経営とは“共同決定”により運営される経営であり、一定の制度的組織であるといふことができる。さらにこの共同決定に参加し得る人を“構成員”と呼ぶことにする。すなわち、構成員は共同経営の最高経営意思の担い手である。

この最高経営意思の担い手である構成員は誰であるかをつきに考察しなければならない。まず第一に経営の管理者があり、第二に資本——生産手段の所有者があり、第三に労働者があげられる。しかしながら、上記の三つは最も分化した状態におけるものであって、制度的組織の段階により異なるのである。すでに資本主義経済社会の下にあっては、経営と家計との分離（第一段階）、労働と資本との分離（第二段階）、出資と経営との分離（第三段階）が行なわれているのを見ることが出来る⁽¹⁾。今この段階別に共同経営をあてはめて、構成員の決定意思に差異のあることを考察する。ただし、説明の便宜上最も分化した第三の段階から始めて、漸次複合したものに移ることとする。

最も分離の進行した段階である出資と経営との分離した段階においては、経営の管理者が複数である場合の共同決定がある。この時の意思決定の態様として、これら複数の経営管理者が

その間で同等の決定権を持たねばならない。もしその中で特定の人に最終的な決定権が与えられているとすれば、それは“単独決定”と異ならないであろう。経営管理者の間に意見の対立があり、その中の一人が他の者に優先して意思決定を行なうとすれば、他の者の優柔不断によりその人の決意が妨げられることはないが、反面危険性がある。共同決定は、全員一致制か多数決かのいずれかによるのであり、経営管理者間の管理能力に優劣差等を設けないのである。この条件の下に合意に到達することは、妥協と論議の結果である。このように最も分化した段階において、複数の純粋な経営管理者のみによる共同決定を行なう場合を、共同経営として考え得るのである。

つぎに、経営と出資との分離していない段階、すなわち第二の段階である労働と資本との分離した段階について考察する。経営管理者は資本——生産手段の所有者と結合している場合、すなわち企業家である場合には、各構成員のもつ経営管理能力以外に、それぞれの企業家が所有する資本の大きさに比例した意思決定の支配力をもつこととなる。ゆえに本来この場合には、資本主義経済社会における資本の所有にもとづく意思決定の力が、その優先性を与えるものといわなければならない。ゆえに複数の企業家による共同経営を考慮するならば、企業家の資本の所有の割合が均等である場合にのみ、純粋の共同決定があるというべきであり、その所有との結合の程度に応じて、それぞれの段階があることとなる。ゆえにこの所有という点について、個々の企業家の持分が株式のごとく明瞭である場合にはその優劣は明らかであるが、共同所有という場合には多様なものが存在する。

合名会社はいわゆる人的会社であり、人的集団の企業は本来資本の結集を目的とするよりは企業者能力の結集を意図する一つの経営組織であって、社員の間関係の特有のものによって共同決定が行なわれる。ゆえに、合名会社は高度の経営管理者集団の共同決定とは異なり、出資と経営との分離の行なわれていない段階のものである⁽²⁾。以上、資本——生産手段の所有者と経営管理者との結合した意思をもつ構成員のみによる共同経営を考察した。

つぎに、単純作業労働の提供者である労働者の集団またはその代表者が、企業における経営意思に参加する場合はどうであろうか。すなわち、資本と労働の分離した段階において、共同経営には労働者の意思の参加をどのように考え得るであろうか。もとより労働者が労働株を取得して、その株数に比例して意思決定に参加する場合もあるが、その参加の程度には種々の段階がみられる。その決定事項によって部分的な共同決定がある。しかし今問題とする最高経営意思に労働者が参加する場合にのみ、純粋な形の“労使共同経営”が存在することとなる。しかしこのような純粋な形の「労使共同経営」は資本主義経済の特徴を示すものではない。

この様な観点について、同じく株式会社形態の下において、労働組合の抬頭により、労働——人間の重視と転換をもって、規範的経営経済学を唱導したニックリッシュ (H. Nicklish) のいわゆる“共同経営体の原理”があり⁽³⁾、また“労使共同経営”において、労働者の立場を

再転して認めようとするギード・フィッシャーの見解も⁽⁴⁾、この資本と労働の分離した以後における資本と労働との共同を唱導するものに他ならない。

ゲーテンベルクは社会主義経済体制の下では、経営管理者、資本の所有者、労働者の三つの意思形成の中心となるもの以外に、「公共的関心の代表者」を挙げ、さらに計画経済体制において活動する経営の場合に「計画地位」を挙げているが⁽⁵⁾、コルホーズ等の場合にはこれを問題としなければならないであろう。

今までは、出資と経営の分離した段階（第3段階）及び資本と労働の分離した段階（第2段階）を問題とした。ついで経営と家計の分離した段階（第1段階）、すなわち労働と資本の未分離の段階における共同経営を問題とする。この段階で経営の意思決定に参加する者は、資本——生産手段の所有者であると同時に経営管理者であり、同時に作業労働の提供者でもある。この複合した意思をもつ構成員が複数である場合に行なわれる共同決定は、資本の所有にもとづく比例的な力が作用すると共に、提供した労働の質ならびに量など、種々のものが作用することとなり、この組合せには多様のものが考慮せられる。

- 1) 山城章教授は企業体制の発展段階として、(1)資本と作業の分離（資本と労働の分離）、(2)資本と管理の分離、(3)経営と資本の分離の3段階を示されている。この場合の経営、管理、作業は、企業の経営活動の機能的関係を意味し、経営(Administration)は最高決定機能であり、これに包摂される管理(Management)とさらにこの下にある作業(Operation)の段階別の関係にある。人的私企業では経営・管理とともに資本家が支配するが、資本的私企業になれば、資本と管理の分離を意味するとされる。しかし、本稿ではこれを経営管理として一括して示した。山城教授のいわゆる管理は作業とどの程度区分しうるかが問題である。山城章：経営学の学び方、昭32.5、72～77頁。
- 2) 占部都美教授は、企業形態を企業者職能の展開と資本集中の展開という二つの契機の相互促進的關係を基底として、1.個人企業、2.人的集団企業、3.混合集団企業、4.資本的集団企業に分類される。また出資者の数が単数か複数かにより、個人企業と集団企業とに分類される。占部都美：経営形態論、昭33.10、91～114頁。
- 3) H. Nicklisch が1912年に最初に示した“Allgemeine Kaufmännische Betriebslehre als Privatwirtschaftslehre des Handels”では、企業概念を援用して国民経済学からの独立を主張し、財務論的な経営学を展開したが、有名な貸借対照表等式はこの当時の考え方立つ。第1次大戦後ドイツの敗北により、軌範的な経営学への転換と共に、共同経営体の思想が登場した。人間による精神的秩序を独自の活動体とし、経済的欲求について家計を根元と考え、企業は派生であるとして、生産一物—資本—収益性という結晶から、家計—人間への復帰を唱導した。
高田 馨：経営共同体の原理—(ニックリッシュ経営学の研究) 昭32.5
大橋昭一：ドイツ経営共同体論史 昭41.7、123～251頁。
- 4) G. Fisher は社会学の基本的方向の態度として、“人間の尊厳に対する注目”が企業における労働活動を容易ならしめ、個々の人間がはじめにあって、人間が存在しなければどんな共同社会もどんな人間性も存在しないということから、労使共同経営の基礎がためが出来れば永続するとしている。G. Fisher は、労使共同経営の本質に関して従業員の結果配分の諸形態の中の一つの形態と混同してはならないことを強調するが、配分形態については具体的に示すところである。なお、共同決定(Mitbestimmung)とは種々の方法についての総合概念であるとし、1)経営内のもの、2)経営外の経済的

阿部亮耳：農業共同経営の会計主体

基盤として考えられるものとに分割され、Mitentscheidung（共同決定）が経営における意味を有するものとし、さらにこれを（1）話し合い（Mittsprach）（2）協力権（Mitwirkungsrecht）（3）共同決定権（Mitbestimmungsrecht）に分割している。（1）の話し合いは従業員が経営者に対して簡単な情報を要求する場合、または経営者と従業員代表委員会との間の話し合いにみられる相互助言であり、（2）の協力権は法律上の特定の団体の規定する範囲に限られる。（3）が本来のものである。（2）と（3）には拒否権が認められる。

Guido Fisher：Partnerschaft im Betrieb, 1955（清水敏允訳：労使共同経営，昭36.10, 31～33頁，51～54頁，93～95頁；Guido Fisher：Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 1957,（清水敏允訳：経営経済学 昭37.6, 203～230頁）

- 5) E. Gutenberg は共同決定と集団決定とを区別して用いる。すなわち彼のいう共同決定とは、最高の経営意思の決定について資本の所有者ないし経営管理者に労働組合の代表が参加すること自体を指し、集団決定の場合には労働者の介入を許さない場合である。「すべての経営には労働と資本という二つの生産要素が結合されているということから出発すると、労働という生産要素は資本主義的経営形態では何等代表的尖頭をもたないことがわかる。共同管理権、共議権、共同決定権を経営構成員に与えないことが「純粋」資本主義の特徴である。」

Erich Gutenberg：Grundlagen der Betriebswirtschaftslehre, Ister B, Die Produktion, 2Auf. 1955, 322s.～（溝口一雄，高田馨訳：経営経済学原理第1巻生産篇 1957, 337頁；E. Gutenberg：Unternehmensführung-Organisation u. Entscheidungen, 1962, 12s.（小川冽，二神恭一訳；企業の組織と意思決定，昭39.9 4頁～）

3 農業共同経営への参加と構成員

一般に共同経営とは、前節にみた通り複数の最高経営意思による共同決定により運営される経営である。また資本主義経済体制の下においては、経営と家計との分離、資本と労働との分離、経営と出資との分離の3段階別に構成員の参加意思に差異が存在し、経営管理者、資本主、労働者のおおのこの意思が段階別に複合しているのをみたのである。そこで現在のわが国の農業共同経営に参加する者は、どのような意図をもつ意思の担い手であるかに関して、農業共同経営を段階的に考察することとする。

1) 経営と家計との分離

まず第1に、いわゆる農家は共同経営であるかどうか、という点より考察をはじめ。通常家族経営と称せられる一般の農業者、すなわち農家は、本来家族という共同生活体として存在する。家族とはいうまでもなくある特定の人を中心としてその血縁関係をいうのである。家族の第一の目的は生活のために共棲していることが本来の姿であり、農業生産はその手段である。農業の目的が自給生産・商品生産の主従いずれであるかは別として、農家はこれらの農業生産を生活の手段として同時に同一の家族が生活を併わせて営む組織である。ゆえに兼業農家のごとく、農業はその一部にすぎない場合もある。すなわちこの血縁的共同体は、消費を共にすることを第一の目的とする経済組織体である。その生活を支える手段として農業生産を家族員が共同で行ない、家族労働や家族共通の所有の財を提供し、生産要素を結合して危険負担を行な

い農産物を生産する。それは直ちに消費という共通の欲望充足につながり、農産物を直接消費し、あるいは販売して消費財・消費役を購入する。家計と農業生産とはまさしく一体であり、家族員の決定は単独・共同いずれの形態をとるとしても消費に直結している。ゆえにたとえ農業生産において家族員が共同決定を行なうとしても、生活を一体としているために、農家を共同経営ということはできない。すなわち、経営と家計との分離をみない農家はこれを農業共同経営と称することはできないのである。

しかしながら、農業共同経営の構成員が血縁関係にあること自体は必ずしも家計と経営との未分離を意味するとは限らない。“父子共同経営”や“兄弟共同経営”という場合には、血縁関係としては極めて近い等親にあるが、すでに生活共同体としての基盤を失ったものである。ここに血縁の有無に拘わらず、農業生産組織と家計とが分離されている限り、これは農業生産のみを行なう共同経営として認めうるものである。すなわち、経営と家計の分離により、はじめて生産という行為自体がその組織の最終目的となり、農業共同経営として認めうることとなる。わが国で通常支配的な農業の家族経営は、いわゆる個別農家であって、農業共同経営には属さない。

ゆえに、経営と家計の分離が共同経営の第一の要件であるから、大家族の生活共同体や非血縁のものが二人以上生活を一体として農業を行なっている場合も、農業共同経営としてはこれを認めないものとする。現在のわが国における農業共同経営のうち、いわゆる共同生活を行なうものが全面共同経営と称せられるものの中に多少存在するが、これらもまた経営と家計の分離の行なわれていないために、厳密な意味では農業共同経営の範疇には属さないものである。これらの共同生活にも消費財の所有について段階があり、食糧・衣料・住居等一切の家財の個別所有を認めないものから、徐々に家屋の所有を認めるまでの差がある。しかしこれらの差等の有無に拘わらず、この集団の参加者の目的は、共同生活における欲望充足と農業生産とが一体となっているために、農業共同経営の範疇からこれを除外すべきである。さらにこれらの生活を一体としたいわゆる全面共同経営は、宗教的もしくは他の精神的な欲望充足にその本来の意図をもつものと思われるものが多く、経済的な欲望充足よりも、前者の意図の方が優先しているものが多い。ゆえに宗教的目的・政治的目的等により農業生産を行なう場合に共同決定が行なわれ、経営と家計とがたとえ分離しているとしても、営利を目的とするものでない限り、このような経営は農業共同経営の対象から除外するものとする。

以上、農業共同経営は第一の段階として構成員の家計と分離し、農業生産による営利を目的とするものである。

2) 資本と労働との分離

第二の段階として、農業共同経営における資本と労働の分離について以下考察する。すでに述べたごとく、農業共同経営は生産要素の結合を行なって農産物を生産する場合に、二人以上

阿部亮耳：農業共同経営の会計主体

の最高経営意思の合意による共同決定をもって行なわれるものである。この共同決定を行ない得る農業共同経営の構成員は、どのような意思の担い手であるか。わが国の農業共同経営の実情から、構成員は農業共同経営の経営管理者であると同時に、資本（土地を含む）の拠出者であることが第一の要件である。作業労働のみを提供する雇用者は構成員となることができず、従って共同決定には参加し得ない。また雇用者自体のうち、専従雇用者のいる協業体は極めて少なく、昭和40年の農林省の統計によれば約16%にすぎない。また雇用者の日数は雇用した一協業体当たり460日にすぎない⁽⁶⁾。しかし極く少数の例に見られるように、構成員に対する雇用者の数が増大し、外観上も資本と労働とが分離されたごとくみえるものもある。

つぎに出資者である構成員は同時に共同経営の作業労働にも従事している者が多い。構成員の作業参加の実情をて和36年8月の農林省の統計により考察すると、第1表のごとくである。すなわち、構成員の作業の参加程度は、全面共同経営では、構成員の毎日従事する者が92.8%を占めるが、部門共同経営では、交替で従事する者が42.7%、毎日従事する者は18.6%で両者の混合が8.7%、三者を併せると70.0%となる。全面共同経営では作業種目の全部または一部に分担のある者が6割を占めるが、部門共同経営では2割強に過ぎず、反対に分担のない者が残りの8割弱を占めている。以上の結果から、構成員の作業はほとんど区別なく交替で行なわれているとみななければならない。なお、構成員の家族も経営管理者としてではなく、単純作業

第 1 表 構成員の作業参加程度別協業体数

	全 面		部 門		
	実 数	比 率 %	実 数	比 率 %	
全 身 参 加	毎 日 従 事	246	92.8	420	18.6
	交 替 従 事	4	1.5	963	42.7
	以 上 複 合	7	2.6	197	8.7
	(小 計)	(257)	(96.9)	(1,580)	(70.0)
一 部 参 加	毎 日 従 事	4	1.5	43	1.9
	交 替 従 事	1	0.4	61	2.7
	以 上 複 合	—	—	20	0.9
	(小 計)	(5)	(1.9)	(124)	(5.5)
全 部 臨 時 従 事	1	0.4	296	13.1	
一 部 臨 時 従 事	1	0.4	54	2.4	
(小 計)	(2)	(0.8)	(350)	(15.5)	
全 戸 参 加 せ ず	1	0.4	202	9.0	
(計)	(265)	(100.0)	2,256	(100.0)	
不 明	1	—	47	—	
(合 計)	(266)	—	2,303	—	

(出所) 農林省統計調査部：第38次農林統計表(昭36.8)より作成。

の提供者として出役する。

さてこの場合の基本的な問題は、この資本の拠出者であり、経営管理者であると同時に作業労働を提供している構成員が多い事実をどのように把握するかである。すなわち、経営と家計との分離は行なわれたものとして、資本と労働との分離はまだ行なわれていないのではないかという点である。農業共同経営の構成員の経営意思は、資本の拠出者としての報酬を求めると同時に、提供した作業労働についての報酬を求めものではないかということである。しかしながら農業共同経営における共同決定を行なう参加者は、資本の拠出者であることが第一の要件であり、構成員の提供した作業労働については、むしろ共同決定により労賃が事前に支払われているという事実を重視して、労働と資本との分離は行なわれたものとみる。すなわち、構成員がその作業労働を提供することは必ずしも構成員たる要件ではないからである。なおこの点については次節で関説する。

3) 出資と経営との分離

最後に第三の段階として、出資と経営との分離、すなわち株式会社制度にみられる経営者の交替や投資株主の発生という段階がある。しかしもとより現在の農業共同経営ではこの段階にあるものは存在しない。

6) 協業経営体における専従雇用者数ならびに雇用労働者数 (昭和40年)

	専従雇用者の有無別協業体数				雇用者 総数 人	④ 雇用した 協業体	⑤ 雇用者 延日数 日	⑤/④ 日
	① 総数	② いる 協業体	③ いない 協業体	②/① %				
総数	5,016	796	4,220	15.8	2,613	1,941	893,552	460
全面	380	80	300	21.1	204	250	98,162	392
部門	4,636	716	3,920	15.4	2,409	1,691	795,390	470

農林省統計調査部：1965、農業センサス 協業経営体調査報告書

4 農業共同経営の会計主体

1) 会計主体の意義

会計の領域は広汎にわたるが、その基本的事実は、「原則として金銭の収支の記録」から始まるものである。出発点は「収支の取引と金銭の在 high とが記録によって管理されていること」であり、貨幣をもって数量的な評価を行なうことが会計の公準の一つであり、これより出発して財産・資本の管理にいたる。この会計の行なわれる場所としての範囲は、一つの会計単位として考えられる。この会計単位自体を会計実体 (Accounting Entity) とみる時は、それは技術的・形式的な会計の客体とみられるものであり、企業であろうが資本主であろうが個人であろうが、それらの主体に関係なく一つの実体であるといえる。

今日の企業会計における会計公準の一つは、「出資者または資本主から分離された独立の別

個の実体 (Entity) の存在」ということが仮定されている。すなわち「企業実体の存在」を仮定する。このような擬制は、客体としての観点からみれば、まず経営と家計の分離、生産企業の消費からの独立というところに認められる。個人企業のように全く資本主の支配がおこなわれる場合でも別個の実体を認めうる。しかしながら、これらの会計単位ないしは場所としての実体を認める公準とは別個の立場から、企業実体 (Entity) は会計の主体に関するものとしてとりあげられたのであった。ここに会計の主体とは「会計上の判断を下し処理を行なう主体」、換言すれば、どのような立場から会計上の判断をなし会計処理をするか、という観点を何に求めるかである。それは経済的・実体的意味をもつ主体概念である。

そこで、この会計の主体を会計行為の実践主体または実質的支配者と考えるような人的な主体の考え方もあり、また特定の利害者集団のみと考えない擬制的な考え方も存在する。すでに企業会計における会計主体論の展開として資本主理論と企業主体理論との存在するのを見る。

さて以上のごとく、会計主体は、会計上の判断をなし会計処理を行なう主体として考えるならば、農業共同経営における客観的・制度的な財務会計として、農業共同経営の会計主体は何に求められるべきであるか。そこで農業の共同経営についても、形式的・外観的な法律上の主体と、実質的にその対象とする会計を行なう主体とが考えられる。

農業共同経営は、経済的には構成員の個々の農家経済とは分離独立した一個の経済計算を行なうものである。しかしながら、農業の共同経営に企業実体 (Entity) を認めるべきかどうかという問題については、出資と経営との分離をみない現在の農業共同経営の段階では、会計主体としての企業実体はこれを認めることはできない。それは複数の資本主であり経営管理者である構成員の共同意思と考えるのである。

2 実質上の農業共同経営の会計主体

実質上、農業共同経営体をどのように認識し、規定するかについては、すでに考察したところである。すなわち、農業共同経営は生産要素を結合して農産物を生産する場合に、構成員の共同決定によりこれを行なう組織である。農業共同経営では家計と経営とが分離され、また資本と労働との分離も行なわれたものとした。第2の段階としての労働と資本との分離について、改めて「会計上の判断を下し、処理を行なう主体」すなわち実質上の会計主体を規定する観点からこれを考察する。

実質上の農業共同経営の会計主体は、実質的支配者という点から、農業共同経営の構成員と解しうる。すなわち、個々の構成員の立場からではなくて、共同決定という共通の意思が実質上の会計主体である。この場合の構成員の共通意思が、経営管理者に加えて自己の拠出した自己資本のみについての利益を追求する資本主の立場であるか、それとも構成員の提供した労働に対する報酬をも併せて、所得の合計を追求する立場で会計上の判断を行なうかである。

すでに述べた通り、構成員自体の労働力そのものは、構成員自体が所有するものであり、労

働力から湧出して提供された労働用役は、瞬間即時的に消滅するものである。農業共同経営はすでに家計と分離しており、ただ構成員が一定の時間農業共同経営における労働に従事することにより拘束されうる。しかし、拘束自体は雇用者・構成員の区別はなく、拘束されること自体が共同経営の意思決定を左右するものではない。民法上の「労務ヲ以テ出資ノ目的トナスコトヲ得」という任意組合の規定は、労働用役の対価が出資されるというに止まり、労働用役自体が出資され、その意思が共同経営の会計主体に含まれるという認識はとり得ない。

構成員の大半は、自己の作業労働を農業共同経営に提供している。しかしながら、ここにおいて一つの重要な事実として、「労働に対する対価の労賃は支払われている」という事実である。現実の農業共同経営においては、少なくとも構成員の作業労働に対する労賃は「支払う」というのが立前であると思われる。第2表に見るごとく、賃銀は実際に支払われているものもあり、支払われていないものもある。しかし支払われていないものも、すでに共同決定によりその労賃としての対価を何等かの形で支払うことを意識しているものである。構成員個人の立場としては、資本を拠出し労働を提供した者は、各自のそれらに対する報酬をうることを目的とするものであっても、農業共同経営は、構成員の共同決定によって運営されるものであり、構成員の拠出した自己資本のみに対する純利益を追求するものとして財務会計上の会計主体を認識設定するものである。

第2表 参加者への賃金・分配金の支払い

総 数	総 数		全 面		部 門	
		%		%		%
賃金を支払った総数	2,611	[52.1]	308	[81.0]	2,303	[49.6]
{ 賃金を予め決めてある総数	2,233	[44.5]	286	[75.2]	1,947	[42.0]
{ 賃金を決算する時追加払いした	330	(6.6)	55	(14.5)	275	(5.9)
{ " " " " しない	1,903	(37.9)	231	(60.7)	1,672	(36.1)
{ 賃金を決めていない総数	378	[7.6]	22	[5.8]	356	[7.6]
{ 賃金を決算時分配金と込みで支払う	194	(3.9)	11	(2.9)	183	(3.9)
{ " " 収益と分離して支払う	184	(3.7)	11	(2.9)	173	(3.7)
賃金を支払わなかった総数	2,405	[47.9]	72	[19.0]	2,333	[50.4]
{ 賃金を予め決めてある総数	611	(12.2)	8	(2.2)	603	(13.1)
{ 賃金を決算時分配金として支払う	116	(2.3)	1	(0.3)	115	(2.5)
{ 賃金を支払う余裕なし	421	(8.4)	6	(1.6)	415	(9.0)
{ その他	74	(1.5)	1	(0.3)	73	(1.6)
{ 賃金を予め決めていない総数	1,794	[35.7]	64	[16.8]	1,730	[37.3]
{ 賃金を決算時分配金として支払う	435	(8.7)	31	(8.1)	404	(8.7)
{ 賃金を支払う余裕なし	924	(18.4)	9	(2.4)	915	(19.7)
{ その他	435	(8.6)	24	(6.3)	411	(8.9)

(出所) 農林省統計調査部：1965年農業センサス農業経営体調査報告書より作成。